

講演会 第一回

「新世紀における男女共同参画の推進」

山下 泰子  
小宮 久雄

司会 神奈川大学法学研究所主催の講演会「新世紀における男女共同参画の推進」のもとで、今日はお三方ゲストスピーカーをお招きしましてお話をうかがってまいります。最初に今回の会の開催に当たりまして、法学研究所の所長が不在なものですから、所長に代りまして石川教授からご挨拶を申し上げます。

石川 法学研究所の常任委員、石川でございます。本来であれば所長がご挨拶を申し上げるべきところでございますが、やむを得ぬ所用のために失礼させていただきますので、私が代ってご挨拶をさせていただきます。

ご存じのとおり、本学に法学研究所という組織がございます。ここでは数年来特定のテーマを立てまして、それについて講演会あるいはシンポジウムを実施してまいりましたが、本年度は「女性の人権の現在」という全体テーマで、講演会等を企画いたしました。

そういうテーマは、まさに時宜を得たテーマではないかと思っております。ご存じだと思いますが、ここにあります「男女共同参画」というのが、数年来この国でも一つのキーワードになっている、ということ、本日後半部分でお話をいただきますが、本県神奈川県においても、そういう県の条例が施行されるに至った、というふうな、着々とそういう方向に進んでいます。これはご本人からPRをしていただくことよろしいかと思うのですが、前半の講師を務めてくださる山

下先生の勤務先であります文京学院大学は、人間学部という学部がございますが、ここに来年四月から「共生社会学科」という学科もできる時代になっておりますから、間違いなく、この男女共同参画社会の推進というのは進みつつある、と言える状況かと思いますが、反面、その辺りは今日、山下先生のお話の中で言及していただけたらと思います。それに対するかなりの反動というものが起こっております。目に見える顕著な動きとしては、山口県に宇部市という市がありますが、その市の、まさに男女共同参画の条例に、男らしさという言葉が登場する、というふうな現象に象徴されるようなことが出てきておりますし、また、これは先月二二日の朝日新聞に、まさにこの男女共同参画に反動的な動きがある、というのが非常にまとまって出ておりますけれども、関東の一角を占める千葉県がこの条例の制定に大変苦労しておられる、というふうな状況もあるわけです。ただそういう中で、反面、同じ新聞の最近の記事ですが、一〇月二五日の新聞報道で、これはまさに前世紀から続いていることではありますが、芝信金訴訟という、男女差別の雇用差別の有名な事件がありますが、これについて最高裁で実質的に勝訴的な和解が行われた、という、そういう状況もあります。

そういう状況の中で、皆さんにこれからの新世紀の男女共同参画のあり方をまず考えていただいて、その後の展開が、割合に、今男女共同参画とかいうことになりますと、たとえば家庭内暴力とかそういう流れに行きがちなんです。けれども、ここは阿部先生のご提案で、どちらかと言うとこの後の企画としては雇用差別に収斂していくという形の、本日は、一番最初の講演会でございます。それぞれ第一人者をお迎えしておりますので、どうぞよろしく願います。

**司会** 石川先生からお話がありましたとおり、いまからお話をおうかがいするお二方は、この分野において最前線に立つてこられた方です。

最初にご紹介いたしますのは、文京学院大学の山下泰子先生です。山下先生は私と同じ国際法の専門なんですけれども、特にその中でも女子差別撤廃条約という条約を中心に研究して来られました。この条約を恐らく日本で最も深く知ってらっ

しやる方で、その関係をさらに深められまして、日本の国内あるいはもつと広く国際社会に跨って活躍されていらっしゃると思います。私が最も尊敬している先生のお一人でもありまして、今日は本当においでいただき嬉しく思っています。

山下 過分のご紹介を頂戴いたしました山下泰子でございます。文京学院大学というマイナーな大学から参りまして、神奈川大学の大きさに圧倒されているところでございます。そうしましたら、ご紹介いただきました石川先生が、人間学部の中に共生社会学科ができる、というお話までしていただいて、大変ありがたく思っております。

私のところは、この三月まで文京女子大学と言っていました。昨年の夏は、東海道五三次ウオークということで、文京女子大学の旗を持って、京都の三条大橋からお江戸日本橋まで二六日間歩く、その責任者の実行委員長をやりまして、この辺りはちよつと東海道からずれているのかもしれないのですが、静岡県、神奈川県を通じて江戸まで上ったところがあります。

今回の共通テーマが「女性の人權の今、世紀を超えて・国境を越えて」というタイトルだそうですが、私たち全員が二〇世紀から二二世紀への、世紀を超える経験をしたわけですが、ご感想はいかがだったですか。世紀を超えるのが、二〇〇〇年の一月二二日から二〇〇一年の一月一日という説と、九九年の一月二二日から二〇〇〇年の一月一日のところだ、という説と二通りあるようですが、九九年の一月二二日のときには、実は阿部先生とご一緒に過ごしました。カナダのトロントにありますヨーク大学に阿部先生が在外研究を行ってらっしゃるところへ私も行かせていただいて、数ヶ月間過ごさせていただきました。

阿部先生とご一緒だったわけではないのですが、そのトロントのある友達の家で、「Y2K」と言われて、何事が起こるか分からない、という不安な世紀末を過ごしたのですが、すごかったですね。おばさんたち、おじさんもしましたけれど、みんなで一つの部屋に集まって、アパートの一室だったのですけれども、そこへ何でもいいから鳴り物を持って集まれ、ということでした。なんかピーピー言うような笛とか、フライパンとか、いろいろ集まりまして、とにかく二二日から一日に

入れ替わるときには、全ての鳴り物を鳴らして、窓を開け放つて、通りに向かって A happy new year。すると向こうからエコーが返ってきました、中にはコーラスやってる方たちもいました。本来だったらば、その後、通りをドンチャン騒ぎをしながら歩かなければいけないようなのですが、トロントというところはものすごく寒くて、零下二〇度ぐらいはざらにあるという、そういう気候ですので、歩くのは勘弁してもらいました。そういうものすごい、鳴り物入りの世紀末を過ごしまして、私にとっては一生の思い出でした。次の世紀末はちょっと難しいと思うので、そんなふうに思います。

人間というのは生来オプティミスティックな、楽天主義的なところがあるように思います。二〇世紀はちょっとよくないけれども、世紀が変わったらきつともつといい世の中になるんじゃないか、二一世紀は人権の世紀じゃないかとか、二二世紀こそ平和の世紀になるんじゃないか、ということをも、真面目に私たちが考えておりました。

しかし二二世紀明けてみたら、九・一一じゃありませんけれども、とんでもないことが一方で起こっています。そしてグローバル化というところで、大企業のマーケットの前に、経済が未だ嘗て経験をしたことのないような様相を呈しています。

こんな情報をちよつとお伝えしてみます。お金の動きにまずすごい変化があつて、実体経済とは無関係な資金移動が活発に行われるようになりました。一日二兆ドル、二四〇兆円が、デリバティブとか先物取引とか為替取引といったような、いわゆる投機マネーとして動いています。パーセンテージにすると九七・五パーセントだそうです。実体経済のお金は残りの二・五パーセントだけ、そういう世の中になっています。

国別のGNPと企業別の売上高を一つにして、上位一〇〇を、企業と国をこちゃこちゃにしてランキングした。ワシントンの政策研究所が、そういうのを発表しています。どう思いますか、一〇〇の内に、国よりも、企業の方が多いです。五二が企業で、四八が国、そういう世の中です。たとえば三菱商事だとか、ゼネラル・モーターズだとか、フォードだとか、

そういう一つの会社の売上高の方が、デンマーク、タイ、トルコ、南アフリカ、サウジアラビア、ノルウェー、フィンランド、マレーシア、チリ、その他もつと貧乏な国はたくさんあるわけですが、そういう国々のGNPよりも大きいのです。四八カ国のGNPよりも、今の、一つ一つの大企業の一年間の売上高の方が上回っている、そういう状況です。

さらに申しますと、ビル・ゲイツみたいな世界的な億万長者上位三人だけの資産の合計が、最貧国の四八カ国、六億人のGNPの合計よりも多い。ちよつとひどいですよね。エイズ患者が世界で四千万人と推定されていますが、治療薬が高くて、感染者がそのお薬さえ得られない国もあるのに、これが二一世紀を迎えた社会の現実です。

私は、決して同時多発テロに荷担するものではありません。しかし、その根源に横たわる矛盾を考えますと、何が起ころうとも不思議じゃない、という気がいたします。もつと本質的に考えて、社会構造そのものをドラスティックに変えていく、ということ、みんなが真剣に考えないと、二一世紀は、決して平和な世紀にも、人権の世紀にもならない、そういうことを、私たちは今、突きつけられているような気がいたします。

私自身は、ネパールが大好きで、一年に二回ずつぐらいネパールへ出かけています。元々はトレッキングが好きで山登りに行つたのですが、国際女性学ゼミナールというのを文京学院大学でやってまして、ゼミ生連れて毎年合宿に行くことにしていました。八年間続いていたのですが、去年と今年は行けません。同時多発テロとはちよつと傾向が違いますが、本当の最貧国ネパールですが、そこでもやはりさまざまな矛盾が生じています。マオイストと呼ばれる毛沢東主義者、これは中国が毛沢東とは全く関係がない、という声明を出していますけれども、いずれにせよ現在の政治の仕組みに対して反対をしている人たちが武力闘争をしています。それで外務省が出します注意勧告地域というのになつてくるものですから、大学は合宿はいけませんと言われるので、行けないというような状況になつています。大変残念だと思えます。

こうした混沌の時代にメスを入れて、何らかの改革を打ち出すことができるのは、決してメインストリームに居る人では

ないと思います。小泉さんが、「改革、改革」って言っても、ちょっと無理じゃないかな、という気がしないではないですね。ヨーロッパに絶え間のない戦争が続いた三〇年戦争の最中に、グロテイウスという人が、『戦争と平和の法』という本を著しました。一六二五年のことですが、このグロテイウスは、『戦争と平和の法』を著すことによって名譽ある国際法の父という称号を得られたわけです。この『戦争と平和の法』は、戦争自身を禁止する、というのではなく、戦争をいかにして防止するか、残虐な戦闘行為を緩和するのにはどうしたらいいのかというように、非常に現実的な戦争のルール作りをしたというような、そういうタイプのものです。

このグロテイウス、どういう人だったかという点、オランダ人なんです。オランダの政界から追放されて祖国オランダを棄てた亡命者で、パリに住んでいて、そして自分としては本来的でない、そういう暮らしをしている中で『戦争と平和の法』を書いたわけです。二二世紀を、利潤追求とか能率・効率を追い求めた二〇世紀のツケから解放して、新たな人間的な価値というものを想像し、世界を根底から変革するためには、今、歴史の表舞台にいる人たちにそれを任せるわけにはいかないのではないか、というふうに思います。

つまり、メインストリームにある人でない人の方が、さまざまな矛盾を感じやすい、あるいはそういったものを鋭く捉えることができるんじゃないか。これまでは圧倒的に男性の考え方で世の中が行われてきたので、今こそ女性たちがもっとリーダーシップを取る必要があるのではないか、というふうに思います。男性が全くダメということではないのですが、少し視点を変えて物を見る、ということも必要かなと思います。阿部浩二先生はそういうことにとってもご理解がおりになって、というか、同じようなお考えをお持ちで、今一緒にフェミニズム国際法学の構築という大きなプロジェクトをやっています。その視点は何か、と言ったら、これまで男性が作り上げてきた国際法というものを、女性視点で見直してみたらどんなことが見えてくるだろうか、そういう試みを、今始めたばかりなのです。そういった、視点を変えて物を見る、ということが、

これから必要ではないかなと思っています。

ちよつと世界的なことを申し上げましたが、国内のことでもいろいろな矛盾が目に見えてきているように思います。年間  
の自殺者が、四年連続で三万人を超えました。交通事故死者の三・五倍です。そしてその七一・三パーセントが男性だつて、  
ご存じですか。自殺者の七割以上が男性なんです。年代層では一番多いのが六〇代だそうですが、次が五〇代、四〇代、三  
〇代というふうですね、まさに働き盛りの男性たちが自ら、日本の中で命を落としておられます。あるいは平均寿命が先  
頃発表になりましたが、女性の平均寿命は八四・九三歳、約八五歳です。男性の方は七八・〇七歳、約七八歳ですから、ざ  
つと七歳の開きがあります。こんなの、よく男性が黙つてらっしゃるな、と思います。一番大切な命が、こんなに差があつ  
ていいはずはない、と思います。また家出人が、昨年度一〇万人を超えているそうです。ここでも七割が、男性だそうです。  
いかに男性の肩に重荷があつて、そして今の生きにくい経済情勢の中で、男性たちが、本当に悩んで大変な状況に置かれて  
いるか、ということがお分かりいただけるかな、と思います。

別な視点で見ますと、給与所得者の四分の一が、税金を払っていない、すなわち所得税を払っていません。その一番の原  
因は、主婦優遇税制のために、一〇三万円以下で、主婦たちはパートタイマーをしています。一〇三万円以下の人は、これ  
は所得税を払わなくていいことになっていますので、これは払っていない。個人事業者では、四割が所得税を払っていない  
そうです。どうしましょう。こんなんじゃ、やっつけていけるわけがないですよ。日本の財政は、これではやっつけていきません。  
どんどん少子・高齢化が進んでいく中で、どうにもならないだろうと思います。

さらにこんなこともあります。パラサイト・シングルという言葉をご存じですか。親のスネをいつまでも嚙り続ける未婚  
の人を指します。二五歳から四九歳までの男性の三〇パーセントがパラサイト、女性の四〇パーセントがパラサイトだそう  
です。なんか、どっかが、おかしいですよ。こんな世の中をなんとかしなければならぬ。そのキーワードが「男女共同

参画」ではないかな、と私は思っているわけです。そんなつもりで、今日のお話をさせていただきません。

レジュメに従って少しお話をいたしますが、まず日本の女性政策がどういうふうに関心を示してきたのか。国境を越えて国連などの動きが日本に風を送って、それが日本の女性政策につながってきたのですけれども、今日お配りしているレジュメの次のページを開けてください、そこに「女子差別撤廃条約に関する国連と日本の動き」というものがあります。

私は日本の女性政策を四期に分けています。まず最初が「黎明期」というふうに関心を示していますが、戦後すぐの時代を指します。占領軍の肝煎りで労働省ができて、労働省に婦人少年局というのが置かれて、ここが中心になって女性行政を始めたわけです。女性の問題ってというと、労働問題だけではなくて、一般的に労働省の管轄というふうになっておりました。その当時、まず公務員試験を受けて上級職に受かった女性は、皆労働省のこの婦人少年局に、否応なく、定番でそこに行っていたので、大変優秀な女性たちがそこに集まっていた、ということも言えると思います。

それから藤田タキさんが局長さんをなさったりしたというようなこともあって、早くも一九五〇年代になりますと、この婦人少年局から、国連の「経済社会理事会」の機能委員会に「女性の地位委員会」というものがあるのですが、一九四六年の六月に作られた、この委員会の傍聴にでかかっています。戦後すぐの食糧難の時代、外貨が日本に全くないような、一ドルが三六〇円もした、そういう時代にでかかっています。そして一九五五年には、政治的権利に関する条約を、日本が批准をしています。その年表の真ん中の欄を見ていただきますと、第七回国連総会、一九五二年に、女性の参政権に関する条約というのが採択されています。これを日本は一九五五年に批准をしました。このときは、一九五六年に日本が国連加盟になりますので、国連加盟よりも前だったんです。なかなかこういうことではないか、と思います。それが一番最初の黎明期です。

私が二番目の期としておりますのが、一九七五年から始まる「草創期」、とでも言えばいいでしょうか、その時期を言い

ます。この一九七五年というのは、「国際女性年」という年です。今の年表に、国際女性年というのが、真ん中のあたりに書かれています。一九七五年です。それから続けて七六年から八五年が、「国連女性の十年」ということになるわけですが、そのあたりを指すことにいたします。

この時期、国連ではまず第一回の世界女性会議というのをメキシコシティで七五年の六月から七月にかけて開催しました。そこへ、日本も代表団が参ります。当時、藤田タキさんは津田塾大学の学長だったのですが、藤田さんを主席として、おでかけになりました。前の年にお怪我をされ、脊髄を傷められて車いすで行かれたんですけれども、立派に主席としてのお務めを果たされました。その藤田さんたちが帰ってきてから、その年の九月に、ようやく総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、有識者の婦人問題企画推進会議が店開きをいたします。事務局として、婦人問題担当室が、総理府の中にでき、それがまさに国連で国際女性年ということで世界会議があった、そこに行ってきた、それから後に、いわゆる国内本部機構、national machinery と言つのですが、それが発足をした、ということ、これは非常に象徴的なことだと思えます。そこから日本の女性政策がきちっとした形で歩みを始めることになる、ということ。

次の第三期を、私は一九八五年に置いています。その年に、女子差別撤廃条約を日本が批准したからです。女子差別撤廃条約は、一九七九年の十二月に、国連女性の十年の中で、国連総会において採択されました。日本は、これを一九八五年に、国会の承認を経て批准することになるわけです。このところが、一つの大きな女性行政の変革期です。このときに初めて男女雇用機会均等法というのができました。法律の中で男女平等を謳った最初の法制ができたからです。そのときに、国籍法が改正されます。国際結婚をしたときに、子どもに国籍を与える権利というのが父親にしかなかったんですね。それまで、わが国は父系血統主義というのを採っていて、母親が日本人でも、日本国籍を子どもに伝えることができませんでした。そこを父母両系主義に変えています。それから男女雇用機会均等法ができたのと、それからもう一つ、一九九四年に実施さ

れたのですが、高校での家庭科の男女共修の実施を決めました。女子差別撤廃条約を批准するに際して、その三つの法制度の改正をして、そして条約に加盟をした、こういうことであります。

それと一九九五年、北京で開催された世界女性会議が、日本の女性行政に関しては非常に大きなインパクトがあったと思います。メキシコシティで最初の世界女性会議が開かれて、第二回が八〇年コペンハーゲン、そして第三回がナイロビで開かれました。その後の第四回世界女性会議に、なんと日本から五五三六人、すごいですよ、五五三六人の、主として女性たちが参加しております。私はこれが、日本の女性行政に対してもすごいインパクトを与えた、というふうに考えています。

次にエポックメイキングな年が、一九九九年です。男女共同参画社会基本法が制定されまして、男女共同参画社会の実現が二一世紀わが国の最重要課題である、というふうに位置づけられたからです。そして二一世紀に入りますと、内閣府の中に男女共同参画本部が置かれまして、四つの主要な会議の一つとして男女共同参画会議がスタートいたします。二〇〇一年の一月六日のことです。四つの主要な会議というのは、経済財政諮問会議、中央防災会議、科学技術会議と男女共同参画会議です。本当に大切な政策を行うということが、そういう決議を汲みましたということがよくお分かりいただけるだろうと思います。と同時に事務局も、総理府の男女共同参画室だったのが、内閣府の男女共同参画局と格上げをされまして、権限強化も行われました。そして二〇〇一年から、基本法が公布された六月二三日を記念いたしまして、男女共同参画週間が設けられて、男女共同参画についてのキャンペーンが国中で行われる、こういうふうになってきたわけです。今、九九年以降の、いよいよ男女共同参画というのが動き出した、私たちは、そういう中に位置づけられている、というふうに考えたいと思います。

さて、この男女共同参画社会基本法がなぜできたか、ということに、私は、あの五千人以上の人たちが北京にかけたこ

とが無縁ではなかった、と思っっています。というのは、翌年の一九九六年に、男女共同参画審議会がヴィジョンを発表しまして、その中に「基本法制定の必要性」というのが謳われたからです。そしてその翌年、一九九七年の秋に、当時の与党三党合意というのが作られました。橋本首相を中心としまして、土井たか子さんと、それから堂本暁子さん、二人の女性が橋本さんと一緒になって、その三党合意を作ったわけです。社民党党首の土井さんと、さきがけの議員団長の堂本さんとの三党合意の中に、この男女共同参画社会基本法を作る、というのが入ったんですね。それで翌年、九八年の二月に橋本内閣総理大臣が、基本法の制定ということ国会の施政方針演説の中で述べられて、九九年の六月にこれができ上がるという、そういう一連の事が起こった。とにかく五千人からの人が北京へ行く、そういうことってというのが意外にすごいパワーを産むものです。

またそれだけではなくて、この五五三六人のうちの二四〇〇人ぐらいが都道府県からの派遣として行きました。だから、東京の人とか、横浜の人だけが行ったんじゃないやなくて、津々浦々から行ったんですね。一番大勢派遣で行ったのが富山県でして、これはチャーター便を出したようですが、二二三人も行っているんですね。次が長野県の一一八人、もしかしてその次が新潟県が九八人。こちら神奈川県は二〇人だったんですけども、東京都はもっと少なくて一六人。

私たちも行きましたが、神奈川県や東京の人は、みんな自費で行けますし、それから世界女性会議があるから行きますよ、って言っても割に簡単に家を出られる。それが、たとえば、富山の人や新潟の人がかけようと思うと、なかなか周りの目があったりします。そういうときに、県からのお墨付きで、まあ一〇〇パーセント県が出したとは思えませんが、公団体から派遣で行くんですよ、って言うのと、とても説得力があって行きやすかったですよね。そういうので行った人たちが帰ってきてから各地で頑張っていて、今の条例作りや何かに役に立っていると思っっています。以上、二番目のところで私が強調したかったのは、日本の女性政策の展開は、間違いなく国連をはじめとする国境を越えた風、それを受けながら進ん

できたということです。

さて、レジユメの三に移りますけれども、「女子差別撤廃条約」、このことをお話し上げたいと思います。今日の資料の二は女子差別撤廃条約ですので、時々そこを見ながらご覧いただきたいと思えます。女子差別撤廃条約は一九七九年に国連総会を通ったわけですが、これが今、「国連女性の十年の中から生まれた、二〇世紀最大の世界女性への贈り物」というふうに言われております。現在加盟国が一七〇、つまり国連加盟国の九〇パーセント以上が、締約国になっております。サウジアラビアのような厳格なイスラム教国も、既に加盟国になっています。スーダンとかソマリアとか、女性の性器切除なんてのをやっている国は、まだ入っていません。アメリカが、まだ未批准なんです。一九八〇年の署名式ときはカーター政権で、カーター政権は人権外交と言っていましたので、第二回世界女性会議、コペンハーゲンのときにこの署名式が行われまして、そのときにアメリカも署名をしたのです。しかし、それっきり二〇年以上お蔵に入っていたのが、今年の七月三〇日の上院外交委員会で、女子差別撤廃条約の批准案件が二二対七で可決をされました。阿部さん、九月になって上院本会議にかかったかどうかご存じですか。

司会 それはちよつと分らないですね。

山下 私もちよつと気になるところなんですけれども、上院を通れば新聞の見出しで出ると思うので、気を付けているつもりなんです。まだそれが出てこないの、ちよつとどうなってるかな、と思えます。なお、条約の批准は、上院本会議の三分の二の多数がないとダメなので、今のブッシュ政権でどうなのかな、と思えます。クリントンは民主党でしたね。女性の人権とかいうのに比較的心のある党で、今の共和党は逆サイドなんです。だからクリントンのときこそとても期待をしていたんですけれども、その時代にダメで、今度ブッシュにできるのかどうか、とても不安がありますけれども、アメリカがややそういう動きを見せているので期待をしています。

さて日本なのですが、一九八〇年のコペンハーゲンにおける世界女性会議の席上で、日本も署名をいたしました。「署名」というのは、将来この条約の加盟国になりますよ、ということを経済的にアピールする、そういう効果のある行為です。ただ、この署名も、なかなかおいそれとできたわけではありませんで、日本の国内は、なかなか署名に向かつてまとまっていなかったわけはありませんでした。当時参議院議員をされていた市川房枝さんが非常に大きな力を発揮されて、日本の全国的な組織のある女性団体に呼びかけて、「国際女性年の決議を実現するための連絡会」というのを作り、この女子差別撤廃条約の署名に向けてプレッシャーをかけました。国会の中でも超党派の女性議員が集まりまして、ここも署名に向けて必死になつてがんばってきたわけです。

ちょうどこのコペンハーゲンの会議が始まる直前に、日本では衆議院が解散をされ、当時の大平首相が、その選挙戦の中でお亡くなりになった。そして伊藤正義さん、官房長官が首相代理をやつてらっしゃる、という混乱の極みみたいなきたのです。文部大臣をなさった赤松良子さん、ご存じでしょうか。「国際女性の地位協会」というのを、私どもと一緒にやっていたり、それから文京学院大学の教授もお務めになつておられる方です。その赤松さんに言わせると、「そういうものすごく動揺してるときっていうのが、いろんなことがスツといくときなのよ」と言う。これもその一つかな、と思うんですけれど、ともかく功を奏して女子差別撤廃条約を批准するための閣議は開かれずに、持ち回り閣議で、大臣皆さんのハコをもらつて、そういう形で決定されました。もう既にコペンハーゲンでは会議が始まつていて、その翌日に、署名式に出てもよろしい、という訓令が、デンマークに飛んだんだそうです。

そのときのデンマークの大使が高橋展子さん。女性初の大使でしたが、高橋さんが日本政府を代表して女子差別撤廃条約に署名をされました。女性が日本を代表して条約に署名したのは、これが唯一じゃないかと思えます。高橋さんにそう申し上げたら「参政権に関する条約を藤田タキさんが署名してなかったかしら」とおっしゃつたので、藤田さんにかがった

ことがあります。そうしたら藤田さんが「いや、あのときは私じゃありません、藤山外務大臣が署名をされました」、というふうにおっしゃいました。調べてはいませんが、なかなか女性の条約署名というのは、あまりないように思います。高橋さんはそのときに署名ができて本当によかった、っていうふうに思います。

そして先程申し上げましたように、その後八五年に日本は批准をするわけですが、その間、条約と明らかに齟齬のある三つの法制度を改正をいたしました。

この条約は、各国がこの条約を守っているかどうか、実施をきちんとしてやっているかどうか、という措置として、一八条とこの条約の設けています。資料の二の五ページ目、そこをご覧いただきますと、当該締約国についてこの条約が効力を生ずるときから、まず一年以内にレポートを出しなさい、その後は少なくとも四年ごとにレポートを出しなさい、と書いています。この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置、およびこれらの措置によってもたらされた進歩に関する報告を、国連の事務総長に提出をして、それを女子差別撤廃委員会という、二三人の、この条約の対象とする分野における、十分な能力を有する専門家で構成されている委員会（一八条）が審議をいたします。それぞれ政府代表を呼んで、まずレポートを出します。そしてその出したレポートに対して質問票というのが国に参りまして、また国はそれに対して審査のときに答えることになります。これが、ちょうど今年の九月に日本政府が作った第五回目のレポートです。今、内閣府のホームページを開けてご覧になりますと、男女共同参画局のホームページから引っぱり出すことができます。そういうレポートを審査をする、というのが一八条で規定されているところの、この条約の実施措置です。

ところがですね、この実施措置、政府がレポートを作りますので、自国にとって都合の悪いことはちつとも書いてありません。ちつとも書いてない、と言ってはいけません。現実には合わないところがあります。それからせっかく女子差別撤廃条約は人権条約なのに、この人権条約に基いた権利を侵害された個人にとっては、どうでしょうか。政府がレポートを書い

て、国連、ニューヨークで審査が行われてるんじゃ、靴の上から足を搔いている以上に迂遠な物になってしまっていると思います。それに対して一九九九年に、一つの大きな変化が生じました。それは女子差別撤廃条約に「選択議定書」というのが付けられたからです。今日、阿部先生にお願いをして、一枚、B4の資料を入れていただきましたのでご覧いただきたいと思えます。この女子差別撤廃条約の実施措置が格段に強化される、そういう内容を持った選択議定書が作られました。

左側から見ただきますと、「個人通報制度」というのが、この選択議定書によって設けられました。女子差別撤廃条約で保障されている権利が侵害されたときには、個人が通報をする、そして救済を申し立てることができる、こういう制度です。それからもう一つが右側の方にあります「調査制度」と申しまして、別に個人から申し立てがなくても、女子差別撤廃条約に定める権利の重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報が委員会にもたらされたら、委員会自ら調査に乗り出すことができる、是正のための勧告をすることができるという制度です。この二つの内容を持った選択議定書というのが、新たに付けられました。これは非常に大きなことです。

個人通報制度の方をもう少し見ていただきますと、下のグレーで囲んでいるところが、この選択議定書の加盟国です。その加盟国に対するものでなければなりません、個人、個人の団体、あるいは個人や個人の団体に代って通報する人が通報者となって手紙を書く。文書で、匿名ではいけません。

それからもう一つ、これは難しいことですが、国内救済手続が尽くされていないといけません。だから日本のように三審制度があったら、最高裁までいって、それで救済されないということが前提なのです。阿部先生なんかも言ってるしやるけど、この救済手続が尽くされて通報ができますよ、というルートがあることによって、実は国内の裁判所が女子差別撤廃条約を裁判規範として扱うようになるという効果が期待できます。今までは扱ってこなかったのです。女子差別撤廃条約というのは緩やかな条約だ、これは拘束性がない、とか、必要な時間をかけて漸進的にこの条約上の権利を実現すればいいので

あつて、直ちに実現するようなものではない、とかいうようなことを、裁判の中で、国は言ってきました。阿部先生が鑑定書をお書きになった住友電工の裁判だとか、住友生命の裁判だとか、そういうものでは、常にそういうことを言ったり、あるいは、女子差別撤廃条約を基準としながら、弁護士さんが一生懸命裁判理由を述べるのに、判決の方では全然一顧だにしないのです。無視しちゃつて、全然それを判決理由に入れない、そういうことがずっと行われてきました。再婚期間を定めた民法規定が女子差別撤廃条約違反ではないか、とか、国立大学で通称使用の制限がおかしいじゃないか、というような裁判の中で、弁護士さんは盛んに女子差別撤廃条約の適用を主張いたしました。それを退けられてしまいました。今の二つは、女子差別撤廃条約の違反がない、と言われたのですが、ともかく条約をきちんと使った裁判というのは、未だかつて行われていないのです。

でも、この選択議定書の加盟国になると、そんなことは言っていられない、と思います。これが通報制度です。それを検討するのは、女子差別撤廃委員会です。委員会の中に作業部会ができて、そこで検討することになっています。まずその通報を受理するかどうかを検討して、受理するということになったら、暫定的な措置、必要な場合には、それを国に対して、あるいは注意を喚起する。そのあたりは極秘にやる。そして、それに関して国がとった措置を、六ヶ月以内に説明書を出しなさいと求めます。またそれに対して検討をして、その結果を、見解——法的には勧告ということになりますけれども、判決というような法的な拘束力のあるものではないのですが——それを国に対して行う。そうすると、そこからまた六ヶ月以内に、国はまた回答書を出さなければいけない、というようなことで一連の手続が行われることになりました。

右の方を見ていただきますと、調査制度ですが、情報は、今度下の締約国のところからは浮いていますよね。別に誰かが情報を出さなくてもいいし、その国の人が出さなくなつて構わないわけです。そういう情報を委員会に上げたときには、調査に対しての協力や関係情報に関する見解を出すように、国に求めます。そして一応疑いのある国に十分な根拠があると

いうことになり、その国の同意を得なければならぬのですが、訪問調査をすることができません。そしてその調査結果について、注釈や勧告をその国に対して行いまして、そして六ヶ月以内に見解を求める。また措置を講じなければならぬときには、講じた措置の報告を受けることになります。

こういった一連の手續の中で、調査つてすぐ怖いですよ。日本が満州国建国に関してリットン調査団というのがやってきて、それを機にして、日本は結局国際連盟を脱退するに至りましたが、ああいった形のことを考えますと、調査というものがいかに意味があるか、お分かりいただけます。

なお、この調査につきましては、注の六という、下の小さい文字を見ていただきますと、締約国は議定書の署名・批准・加入の際、委員会の調査権限を認めない、と宣言することができます。オプトアウトつて言いますが、さっきの個人通報に比べると、調査制度つていうのは、結構国にとって大変な制度なものですから、それに入りたくないという国は、そういう宣言をすることができるといって予めなっています。もともと今までに加盟国になった国では、二国しか、この調査制度のオプトアウトをしていないそうですから、ほぼ全ての国がこの制度を認めているということになります。この二つの制度を認めている国、既に批准をしている国が、皆さまのお手元の資料の四です。資料の三が、選択議定書そのものの日本語です。どうぞご利用いただきたいと思えます。今申し上げたような手續が中に含まれています。

資料の四が、一〇月一八日現在の、選択議定書の署名国と批准国です。既に四七カ国がこの選択議定書を批准をしています。これは大変な勢いだと思えます。九九年の秋、一〇月六日に選択議定書は国連総会を通ったばかりです。それなのにもう既に一〇カ国の批准後、三ヶ月を経て、二〇〇〇年の二月二日に効力を発生して、そして既にこれはシステムとしては動き出しているわけです。

本当に多くの国が加盟国になっています。最近では、カナダが、今年の一〇月一八日に加入をしています。それから次

のページを見ていただきますと、デンマークとか、フィンランド、フランスあるいはドイツなども、もう加盟国になっています。アイスランド、アイルランド。資料の三の四ページ目にありますが、選択議定書の一六条で、この条約のこの議定書は「国際連合事務総長に一〇番目の批准書または加入書が寄託された日から三ヶ月後に効力を生ずる」、その一〇番目というのがイタリアでした。そのイタリアの批准が、二〇〇〇年の九月二二日でしたから、それから三ヶ月を経て、二〇〇〇年の一二月二二日に、この選択議定書は効力を発生しております。さまざまに国が批准を既に終えています。オランダなども、もうしていますし、ニュージーランドもノルウェーも、もうしています。主立った国だけをピックアップしているみたいで大変恐縮ですけれども、スペインとか、アジアではタイ、それからバングラデシュも批准をしています。

そんなふうな状況の中で、日本は、まだ署名もしていません。そればかりではありませんで、実は自由権規約の選択議定書というの、まだ日本は批准をしていません。一九七九年に、自由権規約とか、社会権規約とかいう国際人権規約の本体は、いくつか留保を付けましたけれども批准をしました。しかし自由権規約の選択議定書といって、今の女子差別撤廃条約の個人通報制度と同じシステムを持っている条約があるんですが、もう百カ国近くが、世界中の国々が批准をしているのに、日本はそのシステムに入っていない。日本はそういう意味で、人権後進国だ、と言われていました。

その言い訳として、司法権の独立に反するから、というようなことが国会の答弁の中で言われていますが、これは、えっ、というすごいクエスチョンマークです。つまり、最高裁まできちんとやってるのに、その最高裁の上にもう一つ国際的なところでもってチェックがかかるのは困る、というふうに最高裁や法務省はよく言います。しかし、じゃあ日本と同じような司法システムを採っている国が入ってないか、と言ったら、たくさん入っているのです。どこの国でも、司法権の独立なんていうのを盾にこの選択議定書に入らない、という議論を聞いたことがありません。そういう意味で、いかがかな、というふうに言わざるを得ません。

それからもう一つ、皆さまに今日お配りをした資料の中に大切な物が含まれています。資料の五をご覧ください。これが日本のレポートに対する女子差別撤廃委員会の行った最終コメントと呼ばれるものです。最初に申し上げましたように、条約自身が作った実施のためのシステムとしては、国家報告制度というのがあります。その国家報告制度に従って、日本では二回、女子差別撤廃委員会の審査を受けています。一番最初が一九八八年、二番目が一九九四年です。八八年の段階では、まだ最終コメントというシステムを女子差別撤廃委員会がとっていないなかったので、一回目の九四年のものに対するコメントが日本に対する唯一のコメントです。それ以降、日本は第四次レポートというのを既に出しましたが、まだその審査が行われていません。今回の第五次レポートと第四次レポートは、これから一緒に同じ委員会で審査を受けることとなります。

ではそのときにどういうことがチェックされるのだろうか、というと、その前の会期るときに出した最終コメントにきちんと答えているか、というのが、ひとつのメルクマールになります。じゃあ一体、この最終コメントっていうのはどんなことを言ってるんでしょうか。それをちよつとだけ、ご覧いただきたいと思えます。

女子差別撤廃委員会の最終コメント、ちよつと短いものです。他の人権委員会もつと長いコメント出していますから、ちよつと不満がありますが、でも女子差別撤廃委員会は、九四年から初めてこういうコメントと出しています。そして日本のレポートの審査は、九四年の一月二七日・二八日に行われましたが、その会期の中では、最終コメントは合意に至りませんでした。それで翌年、次の会期で日本に対するコメントが作られたのですが、そのときには半分の委員が入れ替わってしまっていました。こういうところで前の会期の最終コメント作っていいのかな、と思えますが。

これは、全体としては女子差別撤廃委員会の総会に対する報告書の一部ですので、大きな番号が付いていますが、六二七というのが序論です。ガイドラインに従ってきちんとした報告ができていて結構、ということを行っています。このときは、日本政府は、第二回と第三回の二つのレポートのコンバインをしたものの審査を受けています。

ところで、第二回目のレポートってというのが、実は審査を行う三ヶ月ぐらい前に出されました。本当は少なくとも全ての文書が六ヶ月前までに行かなければいけないというのに、一月に審査が行われるのに一〇月にもなつて、三ヶ月を切つたぐらいのときに、日本政府は第三次レポートを出したんです。それは第二次レポートが余りにもお粗末だったので、取り急ぎ第三次を出しました。というのと、第二次レポートまでが外務省が管轄をしたレポートだったのに対して、私たちNGOが、外務省は日本の女性の状況について何も分からないから、そういうところがレポートをまとめようとしても無理があるんじゃないか、という申し入れをしました。そんなこともあつてか、当時の総理府の男女共同参画室が第二次レポートをまとめることになりました。

現在の局長の坂東さんが初めての男女共同参画室長になったときだったので、大急ぎでまとめられたのです。そのときには、国連の女子差別撤廃委員会では、既に日本に対する質問票を作るためのワーキンググループというのが始まる二ヶ月前ぐらいだったのでですね。ご承知かと思いますが、国連の文書というのは、全部六カ国語に翻訳をされます。日本語がないのです。で、一三人のメンバーというのも、全員が英語が読めるわけでも、フランス語が読めるわけでも、スペイン語が読めるわけでもありません。当時はロシアの方もおられました。そうするとロシア語なんていうのは、そんなにすぐにできないのです。「自分は日本のレポートを、英語で来たけれども読めなかった」、っていうふうに、ニコラーエワっていう委員が怒りました。日本みたいな先進国がこういうことやられちゃ困る、きちんと六ヶ月前までに出さなければいけない。「情報」が、同グループが十分に検討を行うために、十分な時間内に提供されなかったことに対して懸念を表明する」と言っているのは、そういう意味です。

それから、報告自身は、非常に内容が豊富で、それは評価する、と言っています。しかし、政府の代表と女子差別撤廃委員との間で十分な対話ができる、ということが、実はこの審議をすることの意味です。建設的な対話ができる、constructive

dialogue ができるっていうことがその意義だ、って言われています。ところが、日本政府代表は、今回イタリア大使になれる松原巨子さんが当時の労働省の婦人局長で、この方が主席代表だったのですが、延々と一人でペーパーを読んでしまわれ、それが一時間もずっと続いたのです。そしてその後、一三人の委員からそれぞれ質問が寄せられました。そしたら、それに対する答えを、また長く長くやっちゃったのです。だから最後に残った対話に当たるところが、一二分しかなかったのです。私、ちゃんと傍聴に毎行ってますので計ってたのですが、それは不十分ですよ。だからそのことを言われています、最後の二行です。「日本政府の代表と委員との間で一層十分な対話が将来は可能になるように、日本政府に対して、時間的な制約を念頭に置いて対話をせよ」ということを要請されているのは、そういうことなのです。

肯定的な側面もあります。NGOとの協議が行われたことがよかった、と言っています。もともと、このNGOとの協議というのは、実はこの段階では男女共同参画審議会に、こういうのを出しますよ、というのを報告しただけで、一般のNGOとの対話があったわけではないのです。しかし政府のレポートでは、NGOと対話をしました、NGOに諮りました、みたいに言ったので、褒められたりもしています。

しかし、肯定的側面の後半のところですが、このとき、一四のNGOから、それぞれ日本政府のレポートに対してコメントが寄せられました。「カウンターレポート」というのが、各委員のところへ行ったのです。そのことを言っています。多くの日本のNGOたちが政府のレポートに対して、これは違う、っていうことを言っている、そのことを「主要な障害についての合意がない」と。だからNGOからたくさんこういうものが来るんだ、というふうなことを、そこで言っています。六二九では、このときはちょうど細川内閣で、初めて女性閣僚が二人になったりして、それから議員の数も伸びたときだったので、「日本政府が女性の地位向上を短期間に促進したことに敬意を表する」、と言っています。

それから主要関心事項というところでは、六二〇ですけれども、UNDP・国連開発計画が毎年「人間開発指数」という

のを出しています。一九九三年は、日本はそれが素晴らしくて、第二位でした。一位が、たしかカナダだったと思います。ところが女性の社会進出については、一四位に下がってしまったというところで、委員会は、「女性を国の経済的發展の過程に十分参加させることに対して、日本政府が無関心なことを示している」というふうなコメントを作りました。昨年の日本の人間開発指数は第九位です。そして女性の方は三四位です。どんどんどんどん間に入られていて、全体も下がったし、女性の地位もどんどん下がってきている、ということが言えます。もともと進んだ国がたくさんある、ということです。

六三一パラグラフでは、この日本のレポートは豊富なデータを含んではいるけれども、事実の記述に止まっていて、いわゆる批判的な分析が欠けている、ということを行っています。六三二では、雇用機会均等法の導入にもかかわらず、個別の差別が継続している、そのことに留意した、と言っています。六三三では、アジア諸国からの女性に対する性的搾取、それから第二次世界大戦中の女性に対する性的搾取に関する問題に真剣に検討していない、そのことについて「質問の意を表明する」、と言っています。この後半の部分は、第一次世界大戦中の従軍慰安婦の問題です。この問題に、日本政府は全く答えなかったのです。委員会の質問でも、集中攻撃と言いますが、七人ぐらいの人が、ヨーロッパの委員も含めて、最初はフイリピンの委員からこのことを言われたのですけれども、この会期中で一番大きなイシューとして問題になったところだったのです。というようところが六三三で言われています、勧告を受けています。

六三四では、今度は日本の女性団体ともっと効果的な対話を行うべきだ、ということが要請されています。それから日本女性が私生活および職場において直面する、法律上および職務上の差別が指摘されるべきだ、もともと事実上の差別についても書きなさい、それからこれらの障害を克服するための措置について書きなさい、ということを行っています。六三五は商業的性的搾取の問題と、それから先程出てきていた、戦争に関連する犯罪をどう取り扱うか、従軍慰安婦の問題がその問題

なんですけれども、それを取り扱うための具体的かつ効果的な措置をとること、およびそのことについて次回の委員会に報告をせよ、というふうに言っております。最後の六三六は、民間部門が、雇用機会均等法を遵守することを確保すべきだ、民間部門において——これは私企業において、ということですが——女性が直面している昇進や賃金についての間接的な差別を取り扱うためにとった措置についても報告すべきである、と言われていました。

さあ、これが第五次レポートでどんなふうに表示されているのか、いちいちここでお話するわけにはいかないのですが、どうぞ皆さまも関心を持っていただきたいと思います。来年の六月から七月にかけて行われます女子差別撤廃委員会で、このことが審議されます。私たちは、今年の十二月三日一時から五時まで、東京ウイメンズプラザでNGOのネットワークキングをしたいと思っています。この日本政府のレポートの審査に対するネットワークを作りたい、と思っていますので、もしご関心のある方は、どうぞおいでいただきたいと思っています。

その次に私がお話をしたのは、女子差別撤廃条約と男女共同参画社会基本法のつながりについてです。基本法というのは、独自のものとして制定されたことではなくて、女子差別撤廃条約にその制定の根拠がある、というふうに考えています。

条約の方の二条のa号——二条というのは締約国の義務について書いてあるところ——では、男女平等原則の実際的な実現を図れ、と言っています。b号では、性差別を撤廃する措置をとれ、というふうに義務付けられています。日本が条約批准以降作った男女平等法に当たるものは、大目に見ても雇用機会均等法だけで、労働分野だけのものでした。それに対して全ての分野をカバーするものは、この基本法に至って初めてそれができた、と考えています。条約を批准してから四年経って、ようやくこの二条のa号b号の義務を日本が果たした、と考えています。

基本法が言っております男女共同参画社会の定義は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受

することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と言っているのですが、その基本的な考え方は、基本法の四条にも見られますように、固定的な生活役割分担というものを排除して、男女が共に、自らの個性に応じて人生を選び取ることでできる社会、ということを言っていると思います。

それは実は女子差別撤廃条約の中心理念と同じなのです。この女子差別撤廃条約の中心理念は、条約の第五条に書かれています。男女の固定的な役割分担というものを撤廃する、ということが掲げられています。実はこの考え方は、一九七五年に初めて登場する考え方です。七五年というのは、国際女性年です。初めて世界会議が開かれまして、そこで世界行動計画というのが作られて、いわゆる完全な男女の平等論というのが登場をいたします。それより前の平等論は何だったかと言くと、女性が「産む性」である、家事・育児、家庭責任は女性が持っている、ということを前提とした上で、社会に出てどれだけ平等に働けるか、という「機能平等論」という考え方でした。ですから、家事・育児については男性はお手伝いをすればいいという、そういう考え方だったのに対して、七五年からはそうではなくて、男も女も家庭と仕事、性別によって男は仕事、女は家庭、という考え方を全部なくしましょう、こういうふうに言ったわけです。それが世界行動計画にまず現れて、そして女子差別撤廃条約の五条になってゆきます。「両性いずれかの劣等性もしくは優越性の観念、または男女の定型化された役割に基づく偏見および慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的および文化的な行動様式を修正すること」と言っています。

この考え方が、今度は日本の基本法の四条に生かされています。そして社会的な慣行や慣習を撤廃して、そして女子差別撤廃条約の場合には、四条「差別とならない特別措置」というところで、暫定的な特別措置を、つまり事実上差別があったら、差別されている側を優先して処遇してもよろしい、という条文が第四条ですが、それも同じことを基本法が、二条の二号で導入しています。積極的改善措置、という言葉になっています。そして基本法の四条では「社会制度や慣行をジェンダ

「に中立なものにするように配慮すること」と規定しています。これも、今の条約の持っている規定と全く同じことを言っています。条約はそうした施策を、今度は「女性を差別から効果的に保護すること」も求めています。二条のc号というところに条約では出てくるんですが、これが基本法の方では一七条の苦情処理という規定に結び付いていると思います。裁判制度はもちろんですけれども、より効果的な制度、たとえばオンブズパーソンのような制度というものを、これによって確保する必要がある、ということだと思います。

基本法は本当に基本的な法律で、有斐閣の「小六法」という、小、どころかすごく大きいのがありますが、小六法の第一番目に、男女共同参画社会基本法が入っています。ですから基本的ではありませんけれども、具体的、ということには欠けています。具体的に一体基本法の中身が何を表しているのか、ということをとくときには、どうぞ女子差別撤廃条約に戻っていただきたいと思います。一六条に渡って、非常に詳細な実体規定が置かれています。これを参照しながら基本法を読む、ということが必要だと思います。

それは男女共同参画推進条例についても同じことです。今、各地で条例が続々作られています。一九九九年に基本法が制定され、二〇〇〇年の三月に埼玉県と東京都が条例を作りました。私はその一番最初に作った埼玉県条例の検討委員長をやったり、三年間、条例というものがまだどこでも作られていなかったときに、基本法を作る、ということを経本さんがおっしゃるより一年前から、条例を作っていました。埼玉県、少し遅れて東京都、いずれも二〇〇〇年の三月だったので、それを皮切りにして、二〇〇二年の九月現在で三八の都道府県——もちろん神奈川県も含まれます——が条例の制定を終えています。それから七二の市区町村も、一斉に男女共同参画に関する条例を制定したところです。基本法ができてから三年半しか経っていないのに、本当に「燎原の野火の如く」という表現のように、すごい勢いで条例ができています。

これはなぜか、というと、この男女共同参画というのは、本当に最も基本的な男性と女性のあり方、つまり私たちの暮ら

しそのものに関わることなので、国がああせいこうせい、って基本法で決めたよ、という話ではなくて、自分たちの身の回りで最も身近な自治体が、自分たちの暮らし方、あるいは男女の関わり方、これからの社会をどうやっていくか、ということについて決めるべきだからだと思います。一応基本法の九条が「地方公共団体の責務」というところで、条例を作れ、とは書いてないのだけでも、地域の特性に応じて男女共同参画を推進しなさい、と言っています。それから九九年の七月に地方分権一括法が成立をして、四七五本の関連法律が改正をされて、いわゆる都道府県に対して国が「機関委任事務」という形で送っていた事務が廃止されました。都道府県の事務の八割を占めてきたそれがなくなると、その代りに、それぞれの自治体には、広範な条例制定権、すなわちそれぞれの自治体の議会が作る法でもって、その地域の特性に応じた行政をやりなさい、と、まあこういうことに基本的なスタンスがなってきたからだと思います。

しかし、何はともあれ男女共同参画というのは、やはり新しい観念だと思います。今まで海に向こうから吹いてきた風によって女性政策が動いてきたように、男女共同参画というのも、まだまだ日本社会で認知されるにはかなり時間が掛かる問題ではある、と思います。日本経済新聞の鹿島敬さんが言うのに、「男女共同参画社会とは、ある意味で男性の既得権を手放す社会だ」と言うようなことも、本当のところはそうなのかもしれません。ですから、やはりバックフラッシュなんでしょう、あつて当たり前なのです。

しかし、一番最初に私が問題提起を申し上げたように、この二二世紀、このままじゃやっていけない、それはもう確実だと思います。一人の女性が産む子供の数の平均値が、今、一・三三三です。東京都は一・〇いくつです。男性が子どもを産まない以上、どんどん少子高齢化が進んでいきます。それでいて、みんなあなた任せで、税金も払わなかったりして、年金も、お金を払わないで、掛け金なしで貰おうとかいうようなシステムをやっている限りは、やっていけるはずがありません。やはり男性と女性が一緒になって、仕事もし、家庭生活もする、それを考えないといけないと思います。ワークシェアリング、

とかいう言葉だけがちょっと一人歩きしてはいますけれども、あるいはディーセント・ワークなんてことを言っていますが、人間らしい働き方で、男女が共に社会を担っていく、それをやらないとやっていけない、ということだけは、確かではないかと思えます。そのためには、男女共同参画という事に向けて、私たちが努力をする必要があると思えます。

少し長くなって申し訳ありません。どうもご静聴ありがとうございました。

**司会** どうもありがとうございます。一番最初のところから、閉塞状況にある中でこれを変えていくことができるのは、メインストリームにない人たち、特に女性を中心とするそういう人たちではないか、ということからお話を始められて、そして国境を越えた風を受けて日本の女性政策が展開されていく、そして女子差別撤廃条約と日本の関わり、基本法、条例と、このように、そういうつながりの中で、国際的・国内的なつながりの中で社会が変わっていく、というようなことを、非常に説得的にそして分かりやすくお話しされたと思います。折角ですので、今のお話を受けて、どなたでも結構ですので、ご質問あるいはなにかおありの方がいらっしゃれば……。お願いいたします。

**質問者** すいません、先生、一つ質問させていただきたいんですが最初のところで先生が、「ものを見る視点を男性の視点から女性の視点へ変えていく必要があるのではないか」ということをお話されて、同じ女性としては非常に納得のいく、説得力のあるお話だったんですけれども、非常にいろいろな地域で、最初に石川先生の方からも少し疑問のあるような文言の条例があったりとか、実際の条例作りも困難を伴っている現実がある、ということでしょうか……。お話の中で、日本女性の社会・経済的地位の低下ですとか、そういった実情のお話を聞いた中で、実際に男性の視点からは、この男女共同参画と、というようなものに対して、どんな視点で……。批判なのか、比較的賛成なのか、受け入れられているのか。既得権を手放すような部分もあるということだったので、そのへんは実際どうなのかな、というのがもしあれば教えていただきたいんですが。

**山下** なんかちょっととても難しく、阿部先生に答えていたかどうか、なんて気がしないのですが、そうです

ね、端的に言えば既得権を手放すことになるんじゃないか、みたいに思う人たちが、いま鎧を着始めているということではないでしょうか。宇部市の条例なんかもそういうところがあって、男らしさ女らしさってことは、あって当然じゃないか、とか、主婦という存在をきちんと認めるべきだ、そういう内容になったりしています。ですが男女共同参画というのがどうしてできてきたのかということを考えれば、やはり私は基本は違うと思います。男女が共にそれぞれの意思でもって対等な立場で社会を担っていきこう、というふうに思う、その考え方には、男らしさ女らしさ、「らしさ」みたいなことで分けられてきた過去を、やはり変えていかなきゃいけないのではないのでしょうか。いわば「人間らしさ」みたいな、男らしくない男だっていいし、女らしくない女だっていいじゃないの、みたいな、そういうことで区分けをしないことが必要じゃないかな、というふうに思っています。

それからバックフラッシュとも言えないんですが、このような既存の考え方の一番最たるものが、東京都知事の例の発言なんです。これについては、昨年の一二月に小金井市議会が議決をしたのをご紹介します。

「都知事の女性蔑視発言が多くの都民から批判を受けているところである。報道によれば、都知事が松井氏とのテレビ対談を引用したとして「これは、ぼくがいつているんじゃないかと、松井孝典がいつているんだけど『文明がもたらしたもつとも悪しき有害なものババア』なんだぞうだ。『女性が生殖能力を失っても生きていくっていうのは、無駄で罪です』って、男は八〇、九〇歳でも生殖能力があるけど、女は閉経してしまったら子供を生む力はない。そんな人間が、きんさん、ぎんさんの年まで生きていくっていうのは地球にとっては悪しき弊害だつて……。なるほどとは思いますが、政治家としてはいえないわね。まあ半分は正鵠を得て、半分はブラックユーモアみたいなものだけど、そういう文明っていうのは、惑星をあっという間に消滅させてしまうんだよね。」と語ったとされている。

また、都知事は、一〇月三日の「少子社会と東京の未来の福祉」会議席上でも同趣旨の発言をした。都政新報によると、「この間すごい話をしたんだ、松井さんが。私はひざをたたいてそのとおりだと。女性がいるから言えないけど…。本質的に余剰なものは、つまり存在の使命を失ったものが、生命体、しかも人間であるということだけでいるんな消費を許される。特に先進国にありうるわけだね。でね…、やっぱりやめようか。」と語り、「ひざをたたいて」共感している。都知事の問題発言については都議会でも質疑が行われたところである。

他者の発言の引用や、後日の申し開きで済まされる問題ではなく、都知事の本音が吐露された発言と受けとめられても不思議ではない。都民のリーダーとしての資質が問われる問題である。

「心の東京革命」をうたい、東京都男女平等参画基本条例を制定しその実践の先頭に立つ都知事が上述のような女性ばかりか人類全体をおとしめるような発言をされたことは、遺憾であると言わざるをえない。

よって、小金井市議会は、性別にかかわらずなく人権が尊重される真の男女平等参画社会を目指す立場から、東京都知事に反省を求め、今後同種の発言をしないよう強く求める。」

これは本当にバックフラッシュとも言えない発言なんですが、こういう、どうにもならないような人っていうのが、やっぱりいるのですよ。だから本当に本質的なところから丁寧に説明をしていくしかないんじゃないでしょうか。そして男も女も、一人の人間として生きられる、そういう社会が必要なんだ、っていうことを諄々と説いていくしかないのかな、というふうに思っています。それには、男らしさ女らしさは決して前提ではない、と思います。結果的に、女が女らしくて男も男らしくて、それは結構だと思います。しかしシステムとしてそういうことを押し付けるのだけはやめてほしいと思います。

この小金井市議会の議決は何かがあったら読みたいと思って持って来ていたのです。なんかすごいでしょう。こういう人

を首相にしようか、みたいな話があったりして、とんでもないことだと思いますけど、注意してください。東京ウイメンズプラザっていうのは財団だったのに、財団が廃止に追い込まれてしまっているんです。そんな状況もあります。

司会 よろしいですか。女子差別撤廃条約は、公の当局および機関がこの義務に従って行動することを確保するよう、締約国に求めているんですね。ですから今の東京都知事のように、公の当局および機関にある人が、女子差別撤廃条約の理念を根本から覆すような発言や行動をしている、というときには、これらのことをきちんと規制する義務が国家に課せられているんですね。同じように人種差別撤廃条約に関しても、都知事は、この条約を根底から覆すような発言を繰り返している、国際的にも、ものすごい非難を受けています。でもそういう人に、ものすごく高い意識が集まっているという現状がですね、私たちの住んでいる日本社会の現状なんだろうな、ということをもまず認めなければいけないような気もしているんですね、ちよつとそれが理解しがたいところがあるんですね。

山下 ハンサムな男性は、全員フェミニストだと思います。…なんか言い方が変ですか？ 本当に優秀な男性は、誰もこういうことをおっしゃらないと思います。というのが、私の信念です。

今、あちこちで男女共同参画に関する催しが行われていて、先週、私は気仙沼に行っていたのですが、ここでは男女共同参画都市宣言をして、そして歌を作りました。宣言が詞なんです。「互いに一人の人間として、個性を認め合い生きられる社会、職場で地域で家庭で、男女が共に責任を分かち合うことができる社会、リアスの風と共に、次代へ支え合う心を伝えよう」という、これが男女共同参画宣言です。それを公募によって、県立高校の女生徒が曲をつけて、『リアスの風』っていうのをカセットにして、今やってるんですね。

その宣言の記念式典というのが、先週のちょうど今日でした。そこには四つの市から町長さんたちが集まってこられて、仙台市と白石市と岩出山町と柴田町と、それから地元の気仙沼市長さんで首長サミットというのをやっていました。それぞ

れ宮城県の中では男女共同参画が非常に進んでいる都市なんです。自分のところは今何をやっているか、条例を作っているところか、今作りつつあるとか、条例は作っていないけれどもたとえば職員の募集に関してこんなふうにやっている、とか、それを五つの市と町で持ち回りでやっていると、去年から始まったらしいんですが、すごいんですよ。

気仙沼って、リアス式の陸中海岸の南のはずれで、本当にその五つの町や市というのは、点々としています。白石なんてのは南の方だし。そういうところから、三〇人ずつぐらい、たぶんバスに乗って来たと思うんですが、気仙沼に集まって、気仙沼の体育館で男女共同参画についての会議をやっていました。そういうのが日本中で起こっていますので、確実に少しずつ変わっていくかな、というふうに思います。そして、点が線になって面になっていく可能性というのもあるな、と思います。そういうところには、気仙沼市のお偉方が集まっておられて、市会議長さんとか、それから国会議員の方も見えてました。そういう方たちが、何度も何度も男女共同参画というのを聞く、あるいはさっきの『リアスの風』という曲は、今度から定時に、町の中の、たとえば六時かなんかに放送し、それに流す予定だとおっしゃるの。そうしたら町の歌になりますよね。そうするとみんな『リアスの心』でやろう、という感じで、そういうのってすごく有効じゃないかな、というふうにとても心強く思った次第です。

それから女性団体のネットワークなんか、九五年以降は、またそれまでとは違った形で進んでいます。「北京JAC」っていうのを私たちやっていますが、北京に集まった人たちが北海道から九州まで、それぞれのネットワークを持っている人たちのネットワークを立ち上げて、政策提言型のNGOを作っています。年一回全国シンポジウムをやって、そのときの決議の内容を持って、省庁との交渉をしています。議員さんも、国会議員が十何人とか入っていますので、参議院会館の中でやるんですが、各府庁すごいですよ、十人ずつぐらいやってきて、説明をしてくれます。単に書いたものをこっちは出すだけじゃ、あるいは、単にお答えをいただいただけでは分からないので、それについてまた質問をします。さっきの女子差別撤

廃委員会と同じですよ。やりとりをすることによって、だんだん分かってきます。それから肝心なのは予算なので、概算要求についても同じような会をしています。そういう形で、私たち民間がどういうことを考えているのか、というのを伝えるような、そんなシステムを作ったりしていて、だんだんに、ですけども、パワーのある動きは日本国内にあります。どうぞ神奈川大学でもがんばってください。

**司会** どうもありがとうございます。では他にご質問などありませんでしたら、最初のご講演をいただきました山下先生のお話は、これで一旦終えさせていただきますと思います。どうもありがとうございます。

次に小宮久雄さんからお話をいただきましたと思います。前半の講演で山下先生から国際的な潮流、基本法、それと条例という流れがあるというお話をいただきました。私たち、案外地元の神奈川県を取り組みというものを、住民でありながら知らないということもありまして、これを機会に是非、小宮さんから、神奈川県がどのようなかたちで取り組んでいるのか、ということをお勉強させていただきたいと思います。それでは小宮さんお願いいたします。

**小宮** 今ご紹介いただきました、神奈川県県民部人権男女共同参画課の小宮と申します。まず、私ども、なぜ人権男女共同参画課と言うかという点、平成一一年に人権と男女の二つの部署が一緒になったのですけれども、それまでは県でも女性政策室がずっと女性政策をやってきました。それから人権・同和担当ということで、人権問題や同和問題を担当する部署がありました。その二つが一緒になって、人権男女共同参画課になったのですけれども、女性問題も、先程からのお話のとおり人権問題ということで、半分が女性で、いや女性の方が多いんですけれども、そういう人権がまだまだ改善されていない一番大きな問題、ということ、私ども男女共同参画を進めている、というところではあります。

今山下先生のお話にもありましたけれども、私ども、条例を作るとか、後ほどお話ししますが、今改訂をしております女性プランとか、現実的にはドメスティック・バイオレンス……ご存じですかドメスティック・バイオレンス、去年法律が

できたんですけれども、実際に被害者からの相談、そして一時保護、自立支援、この全部を私どもの課でやっています。この業務本当に大変でして、実際にいろいろな相談がきます。ドメスティック・バイオレンスの相談というのは、一般的相談から始まって、よく聞いていくと男性からの暴力とか、人権が本当に尊重されていない話となる。私どもの課は、政策も作りながら、実際に事業等をやっている、ということ、これからのお話は先程の世界の流れ、というよりは少し実務面になってしまいますけれども、ご静聴の程をよろしく願っています。

私がこの男女共同参画課に一年半前に来て、そのときに、実際に条例を作って欲しいという提言を、女性問題協議会から受けました。四月に来て一週間経たないうちのこの提言については、いろいろなところで新聞報道もされました。その提言を、一三年度一年間、議会とさまざまな話をしながら、やっと今年の三月二十九日に公布して、四月からスタートしました。この一年間の苦しみというか、先程バックフラッシュのお話がありましたけれども、今年作っていたらこうはできたかな、というような状況もあるかもしれません。

議会において議員の方々に説明し審議していただくのですけれども、「今年だったらきつかったのでは」というようなお話も聞きました。中間報告ということで一般の企業などにも説明に行っておりますが「いやこんなものができるとねえ…」ということもありましたし、実際に作ってみると、条例というのは、皆さん法学部の方々ですけれども、法律的な部分で文案ができていくかどうか、それから県のレベルとしてそれが推進するに相応しいかどうか、それから実効性が保たれているかどうか、こんなところも留意したところでございます。

男女共同参画をどういうふうに進めてきているかということ、先程の山下先生に基本法の話がありました、この資料をもう一度といていただけますか。基本法の条文としては二三条、第二章ということで「男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策」とあります。国は基本計画を作ります。これは平成二二年の一二月にできています。そしてその下に一

四条「都道府県の男女共同参画等」、都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を作る。次のページをめくっていただきまして三項、市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県の計画を勘案して、ということ、市町村は策定の努力義務がある。これは都道府県・市町村、それぞれのところで男女共同参画のプランを作っていくということなんです。これは法定計画にしない、ということ、今日お配りしている部分で、メインとしてはこれが条例の説明です。もう一つ朱色の部分が、神奈川県が作ろうとしている参画計画の骨子案ということで、ご説明していきます。

この参画計画というのは法定計画ですから、都道府県すべて作らなければいけない、ということ、ほとんどの県で作られているわけです。条例を作れ、とはどこにも書かれてないんですけど、先程の山下先生のお話にあったように、既に三八の都道府県で作られている、ということ、それぞれの都道府県、条例と参画計画を作っているところです。参画計画と条例が似たり寄ったり、ということもありますし、工夫しながら作っているところもあります。神奈川県は少し違うところがありますので、その点を含めてこれから説明したいと思います。

国の基本計画が平成二二年一月にできていますが、この基本計画、各省庁がどのように取り組みなさい、厚生労働省はこれ、警察庁はこれ、そういうような項目に全くなっております。都道府県の計画も、県民部が作るだけではなくて、福祉部とか衛生部、教育委員会、そういうところと一緒に作っている。そういう調整もやっています。基本法と前後して平成二一年の四月に男女雇用機会均等法の改正がされた。それから育児・介護休業法の改正が平成二三年一月、介護保険法の施行が平成二二年四月と、これが大体職場での就業環境の整備を進める個別法です。それからストーカー法も平成二二年の十一月にできた。配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律、DV法も平成二三年の四月に公布されて一〇月から一部施行された。

これらの個別法の動きを見ていると、国のほうも就業環境の整備ということと権利侵害に関連しての法律が整備されてきている、というような動きがございます。私ども、神奈川の男女共同参画を推進していく上で、どういうふうな条例と参画計画を作るか、検討してきた中で知事が「神奈川県が作るならば、宣言的な基本条例ではダメですよ」と念を押されました。たとえば基本法がありますよね。結構それで、正直言うと男女共同参画というのは進んでいくわけです。基本法を守っていけば男女共同参画は推進できます。条例の理念を申し上げますが、基本法とそんなに変わりはない。

では何をやるかということ、条例を作らないと事業だけでは進まないようなところを、条例を作って神奈川県男女共同参画を推進していく、ということ。相前後しますが、骨子案の「計画の基本的考え方」を見ていただきたい。「本県では平成九年二月に神奈川女性プラン二一を策定し、これまで男女共同参画社会を目指した取り組みを進めてきましたが、プランの実効性を高めるため、今年の四月から条例を施行しています」ということで、条例の中の大きな論点というのを、これから、神奈川県の特長ということで申し上げます。もう一度骨子案の五ページを開いてください。五ページの図に、「女性の年齢階級別労働力率」とありますが、これは国勢調査結果です。一番上が一九九九年スウェーデンの労働力です。スウェーデンはきれいに台形でございます。その次を見ますと、黒の三角が全国平均です。赤の数字が、平成二二年の県の労働力率です。赤の白抜きの三角が、平成七年です。一番下の黒の米印が平成二年の県の労働力率です。M字形曲線と言っただけですが、二〇代は、国は七〇パーセントぐらいまで届いてますね。神奈川県ですと六九・一。これは実際に新採用で採用された人がずっと正規職員として就業を継続してきた。三〇才から三五才のときに、結婚とか育児とか、そういう形で辞める、ということで専業主婦になる。こういう形でどんどん低下する。さらに四五才から四九才で上がる、というのは、今度パートという形で、労働力率は上がってくる。さらにだんだんまた下がっていくのは、ご自分も年を取ったということもありますし、介護のために辞める、ということ。一般的にこれをM字形カーブと言っております。

そのカーブを見ますと、神奈川県は全国に比べると非常に低い。正直に言って平成七年のときは全国で最下位でした。平成一二年は、その下に奈良県がありまして、四六位でした。この労働力率を見ますと、大都市圏の都道府県は、やはりかなり低いです。逆に高いところは、全国的に言うところ九州とか四国とか北陸とか、そういうところが高いです。農業も一つの就業という形で入っていますし、三〇分ぐらいで通勤できるとか、それから核家族の率が少ないですから、子どもの面倒も一緒に住んでいる親が見てくれるとか。

神奈川県がなぜ低くて専業主婦が多いか、というと、いろいろと推測してみますと、たとえば横浜に住んでいる人が東京に通っていると一時間半ぐらいかかる。すると、やはり子どもができたらやっていけない、というのが一つあるかもしれません。またパートナーがやはり二時間ぐらいかかって帰ってくるのが一〇時とかいうことになる、家事・育児をパートナーが手伝ってくれないとか。それからよく言いますよね、大都市圏は保育所が足りないんだとか、いろいろとある。逆に、収入がいいのかもしれないですけども、二人でやらないでもやっていける。そのへんは分かりませんが、いろいろに推測できるわけですが神奈川県の労働力率はずっと低かった。この就業継続をできるだけ高めていきたい、それが私ども、今回条例を作って、事業所に届け出をしていただく、これが施策として打ち出した点でございます。

それからもう一つは六ページ「重点目標・五」ということで、異性に対する暴力の根絶と人権の尊重を打ち出しました。ここで「異性に対する」というのは、先程のDV法ですけれども、圧倒的に男性から女性に対する暴力が多いです。九割以上です。ただし逆もありうる、ということ、配偶者というのはそういう意味です。男性から女性に対する暴力、というふうには直接は言っていない、ここもそういうことです。ただし施策の基本的方向の一ということ、とはいうものの女性に対する暴力の根絶をしていくんだ、ということ、施策の方向を示している、ということ、これが非常に増えてきているんですね。後で具体的に、私どもDVに関しては事業でやっていますので、少しお話させていただきたいと思えます。

神奈川県が条例を作った大きなポイント、大きな一つの課題というのは、人権侵害、特に女性に対する暴力ということと、就業の継続の場で、女性も能力を発揮していかないと、これからの社会は成りたつていかないと。やはり意欲ある女性の能力を発揮してもらおう、そういう環境整備をしていこうじゃないか、ということが基本です。それで今回お持ちしましたパンフレットですが、これは一般県民用ということで、作ってるんです。もう一つこちらは事業者の皆さんに男女共同参画を勧めましょう、ということで作ったパンフレットでございます。

めくっていただきまして目次はこのようになっていきます。条例の条文が七ページ以降、それから施行規則が九ページ以降にあります。時間がありませんので条例ご案内のしくみ、ということと一ページをご覧になって下さい。目的、それから理念。普通は「基本理念」なんですけれども、私どもの県として、「男女共同参画を推進するための理念」としました。それから県の責務、事業者の責務、県民の責務、となってます。先程の基本法ですが、国の責務、国民の責務、地方自治体レベルの責務はあるんですが、事業者の責務というのはないんですね。どこでも、都道府県で作っている条例は、事業者の責務という項がございます。神奈川県各市町村の条例ですが、横浜市が去年の四月からスタートしております。川崎市が一月で横須賀市がこの四月から、三つの市できています。相模原が検討をしていると聞いています。

私ども市町村と連絡を取ってますけれども、検討をしているところは他でもあるようです。ただ、今検討している市町村でも先程言ったバックフラッシュのため結構厳しいかな、というような状況にもあるようです。そういうことで、事業者の責務、というのが地方自治体の条例ではかなり重点を置いてます。「主な施策」は、都道府県によっていろいろ違ってきます。たとえば権利侵害の防止。でも大体権利侵害の防止というのは、どこでもこういう形で出てきます。後ほど説明しますが、最後の②、情報を読み解く能力の向上、ということと第九条、これはメディアリテラシーのことなんです。メディアリテラシーをそのまま条文にできませんで、こういう文章で条文にしています。

それから真ん中の「事業者の届け出制度」、この「事業者の届け出制度」というのが、今までつくられた中では届け出ま  
で言っているところはないのかな、と思つています。ただ事業者に報告を課すとか報告を求めるとか、そういうところは他  
県でもありますし横浜市でも言っています。それから最後の「県の推進体制の整備」、この部分では、一般的に男女共同参  
画に関する施策事業の情報提供、国で言えば男女共同参画白書、年次報告とか、この部分もそういう意味合いを持っていま  
す。これは大体どこの地方公共団体も情報の提供というのはある。その次の第一四条、県の男女共同参画に関する施策事業  
についての提案等の申出・受付。これもいろいろあります。これは後で説明しますけれども、埼玉県など、先程お話があり  
ましたようにオンブズマン制度、隣人の苦情等も受けつける、というような制度になっているのではないかと思います。神  
奈川県は、私人間の苦情は、女性センターとか商工労働センターとかの相談窓口でかなり受けています。相談を受け、たと  
えばセクハラの斡旋ぐらゐまで、行つていくということもありますので、私人間の苦情等については行わないことにしまし  
て県の事業や施策に対しての苦情や意見、提言を受け付けましょう、という形を取りました。それから第一五条の審議会、  
これはどこでも大体審議会は作つていていると思います。

ページをめくつていただきました二ページに、先程申し上げた、全国に比べ低い女性の就業状況とか、管理職における男  
女の共同参画の遅れとか、セクシャルハラスメントは雇用機会均等法などができているけれどもなかなか後を絶たないとか、  
こんな認識がこの施策を作っていく前提ですね。次の三ページ、男女共同参画とは。これは皆さんご存じですからこのまま  
読んでください。条例を作るときに、議員の方々とやりとりをいろいろして、「男女共同参画はひとことと言うと、どうい  
うことなのか」と質問されました。「個性を尊重」とか、「個人の能力の発揮」、ということですね。基本的に、男だから女だ  
から、ではなくて、それぞれ個性や個人の能力に着目して社会的な環境整備ができて、それぞれの能力が本当に発揮できる  
ようであればいいのではないのか、そういうことでこの条例を制定しております。

四番の「男女共同参画を推進するための理念」です。先程、女子差別撤廃条約、それから基本法の話がありました。この条例の理念というのは、大体どの都道府県でも項目が同じになっていますね。東京は三つぐらいです。もっとシンプルにしてもいい。私どももかなりシンプルにしました。たとえば国際協調とかは省きまして、重みから言ったら、一にありますように男女の人権の尊重だろう、と。これがやはり基本です。二番目としては、男女別なくあらゆる分野に参画できることが大事なんだ、と。そういう形の中で女性が参画できるためには、三にありますように、やはり家庭生活と仕事との両立ができることだろう、と。これができなかつたら、女性がいろいろなところに参画できない、ということですね。そして四ですがこれは、なかなか難しい部分です。会社によっては会社の慣行があるとか、女だからということ、今はもう結婚したら退職とか子どもができたなら退職ということはないかもしれませんが、でもこういう部分についてもやはり今後は考えていかなければいけない。ただ、強く言えませんので、「配慮されなければならないこと」という形になっております。

次に四ページにいきます。事業者の責務ということ、事業者の皆さんには、事業活動を行うにあたって、男女共同参画を進めていただくという責務があるいたしました。これは均等法でもう言われている部分でもあるんですけど、均等法では個別の採用や教育について言っていますが私も作った条例は総合的に見ていこう、と考えております。

六番目にセクシャルハラスメントの防止対策、とあります。ここもちょっと他の都道府県の条例とは違っていますけれども、②「この条例では何人もセクシャルハラスメントをしてはならないことを定めるとともに、事業者の皆さんに従業員が仕事に際し第三者に対するセクシャルハラスメントを行うことのないよう、必要な配慮に努めていただく」としてあります。何が違うか。先程の均等法では、指針という形で相談窓口を作ることや、事件があったらすぐ対応を図ることとかについて配慮しなければならないとなっているんですけども、これは職場の中の同僚や上司との関連だと思えますね。たとえば営業マンがお客さんに対しセクハラをしてはならないとか、第三者に対するセクハラに配慮している。さらに大学の教授が学生

にセクハラ行為を行ってはならない、ということなども配慮に入れています。

次のページの「男女共同参画の推進に関する届け出」、これは一番苦労したところで色も変えているんですけども、従業員数三〇〇人以上の事業所というのは、規則で定められています。後ほど規則を見ていただければと。やはり男女共同参画を推進するというのは、ある程度の女性がいないと、その事業所の中で推進ができない。③を見ていただきたいと思います。届出事項を三つに分けています。まず、雇用の場における男女平等ができていくかどうか、推進されているかどうか、その取り組み状況。②で、意思決定過程における男女の共同参画、管理職として女性の数はどのくらいなのか。三番目、男女が共に働きやすい職場環境整備。これは育児介護休業法の、制度が整備されただけ利用者がいるか、とか、セクシャルハラスメントの指針をきちんと作っているかどうか、ということも質問しています。管理職の登用といったら、女性の従業員が一〇人や三〇人ぐらいでは、女性の管理職って十年経っても一人も出てこないとかいうこともあります。私ども事前にいろいろ従業員数を見たんですけれども、神奈川県は工業地帯という形で製造業が多かったんですけども、今はやはり業種としてはサービス業ですね。サービス業のレベルでは結構女性がいるんですけども、製造業というのは、女性の比率が二割を割っていますね。一〇数パーセントくらい。運輸業もそんな感じですよ。そうすると、例えば、従業員が一〇〇人いて一割だと一〇人で、女性の男女共同参画をどういうふうに見ていくか、なかなか難しい。三〇〇人いて一割というと三〇人いる。というような形で、まずは従業員三〇〇人以上、これは単独の事業所なんです。ですから神奈川県に、たとえばチェーン店で一〇あって、それぞれのところに三〇人いて足すと三〇〇人、という形ではなくて、一つの事業所で三〇〇人以上。これも数的には、神奈川県に約七〇〇ぐらいあるのかな、ということ、これから届け出が始まるんですけども、今周知活動をやっています。もしご存じのところがあれば、毎年一〇月一日を基準日として一一月三〇日までに原則として郵送により提出していただきたい、ということですよ。

それはどういう様式か、ということの説明いたします。一〇ページです。まずどういう項目か、ということですが、このままここに、「届け出者」というところで住所と会社の名前を書いていただければ、それで結構です、と言っているんです。このA4の二枚を出していただければいい。まず、それぞれ男女別に数字を書いておいて下さい、と。従業員というのはパートも含みます。その代り他の会社から派遣されている職員は含みません。また、正社員がどのようになっているのか、ということでも正社員も書いていただく。正社員の平均年齢および平均勤続年数。やはり今、能力主義とかヘッドハンティングということ、ポンと来た人が女性の幹部職員に、男性の幹部職員になる、という...まあ、変わってきているとは思いますが、まだやはり、一定の教育訓練を受けて、いろいろな職域を経験して勤続年数が長い、という形の中で管理職に登用されてきている。そういうことで平均年齢とか平均勤続年数は押さえておきたい。やはりどう見ても男性と女性で五歳以上とか、勤続年数でも一〇年近くの違いがあるとか、やはり女性はまだまだ途中の段階で辞めてしまふ、この女性はずっと勤めていれば、男性と伍して管理職になっているんじゃないだろうか。そうすると、何が必要かという、やはり育児休業および介護休業の整備ができていくかどうか、それから利用状況はどうか。そして最近の法律の改正で、小学校就学前の子の看護のための看護休暇、この措置が講じているか。これはまだ法律の規制じゃないんですけれども、それぞれでやっているところはやっている。こういうところまで一応項目として入れている。セクシャルハラスメントを防止するための措置、というのは指針のとおりでございます。こういう環境整備ができていくことによって、女性の就業継続ができていくのではないかと。そして「職務区分別の数」、これが一番難しかったと思っております。女性が、総務や企画部門から、急に研究開発部門に移ることはできないと思うんですけれど、いろいろな業務を学んで職域を拡大していくことと、それから事業所において、いろいろな部門に女性も配置されています、という部分が見たいということです。右側の一番上は、管理職の登用状況です。そして「教育訓練の実施状況」ですが、雇用改革についての本を読みますと、やはりなぜ女性の管理職が少ないかというと、

教育訓練がされてこなかった。男性は、本社からいろいろなところへ行くとか、という職域の拡大によって、ステップアップしていくとか、それからちゃんと教育訓練を受けているとか、やはりこういう部分をしっかりと押さえていかなければならないだろうか、ということ、これは選択肢ですけれどもこういう項目も設けました。

このような内容を届け出たことによつて、自らの事業所がどういう状況にあるのかを確認していただく。私どもが、全部届け出が出てきたときにですね、業種ごとに、それぞれの業種ではここまで進んでいます。とか、平均値についてもお示しする。また取り組みが進んでいる事例などもそれぞれを情報提供しながら、事業者と県で一緒になりながら、事業所の男女共同参画を進めていきたい、ということがこの届け出部分です。

例えば、男女共同参画が進んでいるところを表彰するとかも考えられます。国の方でもファミリー・フレンドリー企業の表彰とか、最近新聞にも載っていましたけれども、均等度の高い事業所の表彰などもあります。都道府県でどのように作っていくか、このあたりも課題でございます。

あとは、やはり契約できると。たとえば身障者を雇用している事業所、法律の基準値の二倍ぐらい雇用している。こういう事業所と随意契約ができるような形を取っております。男女共同参画が非常に進んでいるということをもつて、契約などができるのかどうか、徐々に検討されていることなんですけれども、正直言つてそこまでまだ至っていない。絶対的な数字がなかなか表せない。身障者雇用だったらつきりしてきますよね、その事業所で何人採用しているか、その比率がいくつか。そういう部分を男女共同参画について今後も考えていかなければいけないかと考えております。先程の六ページの九番として、男女共同参画に関する提案等の申出があります。先程も言いましたけれども、私人間の苦情ということではなくて、県の施策についてはこのような形で申出を受けておりますので、是非ご活用をお願いしたいと思っております。

以上が条例の内容です。よく言われるんですけども、他の都道府県の条例はもっと形がいいんです。基本政策とか審議

会だとか。私ども審議会の条文は、作る、と言っているだけなんです。他の都道府県は男女の比率を考えて、その比率が四〇パーセントになる、そういう条項を決めているところもあるんです。私ども男女共同参画審議会は二人で構成されています。男性六名女性六名、バランスを取ってさまざまな分野の人がいます。先程山下先生からお話がありました、日経の鹿嶋先生にも審議会の委員になってもらっていますし、女性の企業家、経営者も二人三人ぐらいいます。

次は「参画計画の骨子案」です。やはり男女共同参画を推進していく基本の計画はこれなんです。この条例が、事業としてできないことを条文でカバーしてありますが、基本は、事業としてやっていることをたとえば福祉部が行う保育所の整備など、そういう部分をこの計画に全部入れてあります。もう計画の目標とか基本理念についてはお話しません。先程から基本法だつて基本理念があつたし、条例だつてそれに則つて理念があるわけです。ただ、ここの基本理念の(3)ですね、これは元々女性プランを推進するためできてきたものです。男女共同参画と言つても、やはり女性のパワーアップが基本です。(1)から(2)、(4)というのはほとんど同じですね。先程言つた人権の尊重、男女共同参画両立支援、というものです。次の二ページを開いてください。大きく重点目標を五つ、それから推進体制というのはここには入れてありませんけれども、私ども県庁の部局で取り組むということで、副知事をキャップとする推進会議というものを設けております。それから先程言いました審議会、いろいろな分野から聞いてやっていく、と。これは今、県民の意見を聞く、という形で作ったパンフレットでございます。一番後ろのページは、今回ご説明します神奈川県男女共同参画計画の骨子案について、こういう項目が足りないとか、この部分をもっと進めてほしいとか、いろいろなご意見がありましたら、是非、書いて出していただければと思います。これは一〇月二五日から一ヶ月間、この骨子という形の中で、県民の皆さま方から意見を聞いて、県の男女共同参画計画を策定していきたいと考えています。また、自ら県庁の組織体制の中でも、それから県の市町村からも意見をいただき、そして男女共同参画審議会というところからも意見を聞きながら作っていただきたい、できれば年度内にこの全

体の計画をまとめていきたいとは思っています。

二ページのところで重点目標一というところです。意識啓発です。これは昭和五七年の最初の女性プランというのが神奈川県で策定されてから、ずっとやっているわけです。市町村でも皆、意識啓発はやっています。でもなかなか進んでこないです。これは地道にやっていくより仕方がない。その下の図ですけれども、「性別役割分業についての意識」ということで、男性と女性でどれだけ、「男は仕事、女は家庭」という考え方、こういう訊き方でずっと継続的にどういうふうに変わっているか推移を見るために聞いているんですけど、これは平成一一年度の県民ニーズ調査ですけれども、女性が、そう思う、というのが三五・五パーセント、男性は約五割、やはり男性のほうがからすれば、まだ「男は仕事、女は家庭」、ということです。でも先程山下先生のお話にありましたリストラの世の中になって、全部男性が生活のレベル、経済適応力を背負っているのはかなりきついんじゃないかな、と。たぶん、これを年齢別に見ると、かなり変わってきているんじゃないか、若い人はもうそんなにはなっていないんじゃないか、という気もしていますけれど、本当はもう少し年齢別のところまで見られるといいと思います。

それから「大学進学者の専攻分野別の割合」というのは、まず、進路状況としては、女性の四年制と二年制、短大ですか、これを足すと、今は男性よりたぶん高くなってきています。ただ、大学進学者の専攻分野としましては、これは一三年度の全国の調査ですけれども、女性は人文科学分野が多く、男性は工学分野が多いということです。女性も男性も各人が個性と能力を発揮できるようになってくれば、だんだん変わってくるのかな、と、そのようなかたちで意識啓発も進めていく、進路選択ができるように進めていく。これが重点目標の一つです。

次のページの重点目標二というのは、先程言ったように政策方針決定過程への女性の参画の促進ということです。これは県レベルでできるという形の中、県の審議会、下の図を見ていただきますと少しずつですが上がってきています。黒が県の

審議会等における女性委員登用率で当面の目標を三〇パーセントに置いてるんですが、一三年度二八・一までなってきたいます。それから国の方も随分上がってきているというような状況です。まだまだ取り組みを続けていきます。

企業における役職別にみた女性管理職の割合というこのグラフ、部長とか課長相当職はまだ二・六とか一・六ですけれども、係長相当職では七・七です。平成十二年度まではずっと企業別に見ていたのですが、一三年度から事業所別にみると、かなり上がった状況でございます。まあ、取り方が違うので、女性の登用がよくなった、とすぐに言えるかどうか分かりません。

次の四ページを見てください。重点目標の三です。就業の分野における男女共同参画の促進、ということ、これはですね、やはり大きな部分としては先程の条例を、この参画計画の中で主要施策に条例に基く取り組みの推進という形で入れ込んであるわけです。条例の力を借りながら、男女共同参画政策を推進していく、と。

さて施策の基本的方向の二です。多様な働き方への支援です。この意味するところは非常に大きいところなんですけれども、よく言われるように短時間正社員というものがありません。女性は、もちろん結婚するまで、子どもができるまでは正規として働いているんですけれども、その後職場に戻るときにはパート、それだけではないかもしれないですが、在宅ワークとか派遣労働とか、いろいろな多様な働き方をむしろ推奨する。男性もそういう部分が出てきているかもしれないんですけど、でも相変わらず福利厚生とか賃金においては差異がある、ということを下側のグラフで示してあるわけです。最近、女性の非正社員の比率が増えてきている。就業率が少しずつ高まっているのに、正社員比率は低くなっている、というような状況がございます。相変わらず、パートと正規の賃金差というのは、ここにありますように、国のレベルの数字ですけれども、正規に対して六六・九ですから。

次にいきます。重点目標四、家庭と仕事等との両立ということ。先程労働力率は説明しました。その下を見てください

い。生活時間のうち家事関連時間、昭和六一年から平成二三年度まで、この赤の薄い方が神奈川県的女性です。それから黒の方ですけど、薄い方が神奈川県男性。神奈川県男性、少しずつ増えてはきています。これは全国より少しいです。ただし、相変わらず男性と女性の差は大きい、ということが、このグラフです。家庭と仕事との両立を支援していくための主要な施策としては、もちろん男性が、家事や育児をやるとか、それから労働時間の短縮だとか、先程の企業の制度の定着であるとか、保育所などをさらにもっと作る必要があるとか、介護保健、老人ホームのようなものも充実していかなければ、やはり両立支援というのは成り立っていかないと、そこでこういう施策を、位置付けています。

最後の六ページです。これは先程説明しましたけれども、特徴としましては、施策の基本的方向・一で、主要施策、配偶者からの暴力に対する総合対策の推進、とあります。実は条例を作るときにこの施策を入れようと考えていました。そうしたら法律ができましたので、条例には位置付けず、事業として位置付けたところです。性犯罪の防止の強化、売買春防止対策の推進、ストーカー被害者への支援、これらは神奈川県警察本部が取り組む。県レベル参画計画ですと警察も一緒になって進めています。

それからメディアにおける女性の人権の尊重。先程情報を主体的に読み解く能力、と言いましたけれども、メディアリテラシーについては条例で位置づけて、ガイドラインを作成するとか講座をやっていく、ということは今後実施していきたいと考えています。

これで一応参画計画の説明が終わりました。このように、条例と参画計画を組み合わせながら、神奈川県男女共同参画を推進していきたい、というのが私どもの取り組みでございます。まだまだいろいろな面で課題は多いのです。たとえば、やはり県レベルでやることというのは限られている部分もありますし、どれだけ実効性があるかどうか、という部分もあります。また県内の横浜とか川崎とか横須賀市で条例ができています。それぞれの条例において、苦情相談とか、それから横

須賀市は自らがモデルの事業所になるということで男女共同参画を進めていくんだ、と提示していくんだ、と言っています。それぞれの取り組みがあります。ただ、事業所における取り組みは、神奈川県と市町村で協力しながらやってゆきたいと思っ

っているところでもございます。時間もなくなったので、次に配偶者等からの暴力相談対策の推進について説明します。実は私ども、こういう計画を作っていますが、DVの、先進県というのはおかしいですが、シエルターが全国に比べて非常に多く、ひっきりなしにそういう相談も来ています。自立支援というの大きな課題であります。私は個人的に思うのですけれども、パートナーと別れるというのは、離婚の調停制度で結構大変な部分がありますけれども、女性が経済的に自立していれば別にシエルターに入らなくてもうまくいく可能性もある、と。今シエルターで一時保護に入った次の自立支援というのは、生活保護の認定を受けて、アパートを探していくことが多い。子どもを抱えている人が結構多いですから。でもそういう面からすると、やはり、教育が大事というか、もちろん男性が暴力を振るうこともまずいですし、女性が自立していくことが大事なのかな、と思っ

ます。

私の説明はこれで終わりです。

**司会** どうもありがとうございました。神奈川県男女共同参画推進条例の骨子案について、非常に分かりやすくご説明いただきました。女子差別撤廃条約に基いて日本政府が報告書を提出して女子差別撤廃委員会によって審査をされるんですけども、その際にもご指摘されていたんですが、おそらく性暴力の問題と、職場における性差別、これがこの条約を実現していく上で、日本について最大の障害になっていると思われま

す。この二つの点が、奇しくもといいますか、神奈川県条例の中で最も重要なポイントとして指摘されているということで、これは女子差別撤廃条約の観点から見ても非常に興味深いなと感じております。

もしお時間があれば私も個人的にいくつか質問をしたいんですけども、皆さんの方でいかがでしょうか。

では私の方からおうかがいしたいんですが、事業者への届け出制度なんですけれども、これは三〇〇人以上の従業員数がある所に、全部配布されているということになっているんでしょうか。

**小宮** 左様です。私も三〇〇人以上を特定するのはなかなか難しいんです。例えば二九〇人から三〇〇人以上になったら三〇〇人が一〇人ぐらい下がったり、そこである程度ふくらみを持たせた形の中で、このパンフレットにありますように、該当する場合届け出が必要になります、ということは一応通知はさせてもらっています。

**司会** それと県民に対する、こういう条例ができましたよ、という案内というのは、かなり広範におやりになってらっしゃるんでしょうか。

**小宮** 条例の広報については、一番大きなところは県のたよりですけれども、県のたよりの四月号に、まずできました。と。それから九月には事業所は届け出が必要になりますよ、というように、やっています。それから後は、いろいろなイベントやこういうセミナーで広報しております、今回こういう機会を設けていただいておりますところがございます。

**司会** 石川先生いかがでしょうか。

**石川** いま、阿部先生の方からありましたように、せっかく条例を作るなら実効性のある条例ということで、基本条例はいいかん、という知事のご指導の下に、ということはよく分かりました。それでせっかく本当に努力されて、二二条の規定で、どうもその届け出の結果、芳しくない、というときに、まあそもそも届け出をしない事業者がいますから一〇条二項で届け出をするよう勧告をして、効果がない場合に二二条で報告の徴収をする、と。それで実態が分かってきたところで、二二条ですか、ここに掲げられている要件の下で、改善に関する指導又は勧告をなさる。

さてその後のことはどうなるのかというですね…。と申し上げるのは、私はどちらかというところ消費生活・消費者行政をずっと勉強してきたものですから、割合に指導勧告公表という形で、勧告にも従っていただけない事業者についてはその事実を、本件の場合であれば県民に対する情報提供という形で、公表する、という形で、ですね、指導勧告を遵守する方向性がなされる、ということですが、敢えて学生諸君に分かりやすい言い方をすれば、これでは尻抜けではないか、というふうな問題が一つあります。

それともう一つ、これも敢えてしようもないことでもありますし、誰に言ったら…法をお定めになっている山下先生にも教えていただきたいんですけど、興味がありますのは、本件の条例の場合には第四条に県の責務があつて、第五条に事業者の責務があつて、第六条に県民の責務がある、という並びでございますが、必ずしもこういう並び方でない並び方があるのだろうか、と。おっしゃられるように、事業者にいろいろやっていただくということがあれば県民よりも事業者が先に出てくるということもありえると思いますが、逆にこれが、県・県民・事業者というふうな並びもあるかもしれないし、それからもう一つは、三重県は割合に先進的に条例を作った地域の一つなのですが、三重県の審議会レベルの考え方は、これはなにはともあれまず住民の意識改革が先だから、ということでも、提案としては県民の責務を一番最初に書くというということがあつたのが通らなかつたというふうな経緯もちよつと聞き及んでおりますので、そのあたり、何かお考えがあればお聞かせいただければ、と。

小宮 でははじめの方なんですけれども、やはり条例を作るとき、県女性問題協議会からの提言には、公表、とあつたんです。しかし法令担当から、実際これ条例作っていくときに言われたのですけれども、公表は罰則になるので難しいが、勧告までいい、ということになりました。公表するというのは企業の名が外に出ていくわけですね。どういう状況になつたときか、基準がこの条例の中に示されない限り、公表ということはできない、と言われたんです。身障者雇用の場合たとえ

ば何パーセントという基準がはっきりしている。言われたのは、はっきりした基準を設け、それを満たさない場合は公表する。この基準がはっきりしていない限り公表まではできない。相手にペナルティを課すということですから。本当は提言の段階でももっと整理が必要だった、とは思いました。

やはり先生が言われたように、男女共同参画って、どういうものが著しく悪いのか、どういうものが本当にいいのか、何をもってどのように状況を見るかということですね。こういう届け出をもらって、蓄積していかないと具体的な基準は出てこないのかな、と思っています。届け出の事業所についても、たぶん経年変化を見ていかないといけないと思っています。単純に言う和管理職が多いから少ないから、というより、少ないところでも一〇年経ったら一人また増えましたとか、二人増えましたとか。

もう一つは、育児休業とかセクハラが全然取り組んでなかったけど取り組むようになった、これは一、二年でできると思うんです。それから、教育訓練等が実施され、そして勤続年数も長くなる中で、管理職の登用が増えてくる、こういう部分がこれからデータを集めて集積していくことによって出てくるかな、と考えています。ですからこの基準作りというのが、やはり一番大変で、これからの課題となっているところだと思います。

それからもう一つ、県の責務、事業者の責務、県民の責務、これも議論したところでして、横浜市は市の責務、市民の責務、事業所の責務、となっているようにほとんどのところはこのようになっております。実はこの事業者を先に持ってきたのは、この条例は事業活動にウエイトを置くだろうという形の中で、県民をその後にしたということだと思います。以上です。

司会 ほかにいかがでしょうか。では特にご質問がないようでしたら、ちょうど時間もきたようですので、これで小宮さんのお話を終えさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

前半の山下先生のお話と合わせて、男女共同参画の推進という共通テーマで、国際的な潮流、国のレベルの動き、それか

ら自治体、特に神奈川県の中での取り組みというものがつながってイメージできるようになったのではないかと思います。お二方のお話をうかがって、合わせて何かおうかがいしてみたい、ということがありますでしょうか。

**質問者** 山下先生に、単純な質問です。民法の方から見れば、今夫婦別姓とかいろいろな議論がありますが、山下先生のお立場からした場合、それについて簡単に答えていただければと思います。

**山下** お手元に女子差別撤廃条約があるとと思うのですが、その一六条をご覧いただきたいと思います。資料の二の四ページでございます。婚姻、家族関係における差別の撤廃というところの一項の(g)、「夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)」というので、女子差別撤廃条約上、締約国が家族関係について女性に対する差別を撤廃するための適切な措置をとらなければならないことになっております。ということは、民法の七五〇条は、なるほど夫または妻の氏を称する、と書いてあって男女が平等に見えますが、先程ちょっと指摘申し上げましたように、女子差別撤廃条約は事実上の平等ということターゲットにしております。二条、四条、五条などでもそのことが掲げられているところ。そして事実上、九七・四パーセントの夫婦が夫の氏をとっておりますのは、その事実上の平等という解釈と、それから今の一六条一項の(g)号から見て、女子差別撤廃条約違反を構成している、と考えられております。第一回の、八八年の女子差別撤廃委員会の審議でも、そのことが最初に問題になっておりました。二回目ときは九四年で、ちょうど法制審議会が家族法改正をやっており中間報告が出たところでした。九六年の二月に審議会の答申が出て、その中には選択的夫婦別姓というのが盛り込まれましたので、それは問題なかったんです。だから二回目の審議のときには、今の進行しているものについて積極的に推進するように、と、まあそういうタイプのコメントだったのです。ところが、結果的には、それが現在まで実現をしておりません。

それからついでに申し上げますと、一六条の一項の(a)号ですが、「婚姻をする同一の権利」というのを言っております

のに、たとえば婚姻の最低年齢が、男性は一八才で、女性が一六才でこれも同一ではないですし、再婚をいたします場合に、女性のみが再婚期間六ヶ月課されているのも、この条約には違反しています。そういった意味で、家族法改正は是非やらなければいけない。

それから、そもそも条約違反だから、ということ以前に、先程の姓の問題で言えば、別姓でいたい、という人たちがいるわけです。権利、人権というものは、全て少数者の権利です。多数者の権利は、別に法的にバックアップしなくたって守られるわけです。そして、そういう自分の氏を失いたくない、という、まあ多くは女性ですが、そういう人たちの権利として認められるべきことであり、これは多数決の問題じゃないと思います。人権だ、という感覚から言つこともできます。それからつい先頃の今年の世論調査の結果では、夫婦が別姓でもよいという認識の人の方が、別姓はいけない、という人を上回りました。だから、本当に、これは一刻も早くやってほしいな、と思つてるところです。ご質問ありがとうございます。

**司会** ほかにありませんでしょうか。では最後に小宮さんに一つだけおうかがいしたいんですけども、小宮さんご自身、県民部の人権男女共同参画課の課長として、このお仕事をお進めになつてらっしゃるわけですから、今日の山下先生の最初の質問にあつたんですが、これは男性の既得権益を脅かすように感じている人もいるんじゃないか、と。小宮さんご自身は、こういうお仕事をされていく中で、自分自身の生き様が変わっていくとか、自分自身の既得権益が脅かされるとか、そういうようなことをお感じになることがおありかどうか、それだけちょっとおうかがいしたいな、と思つたんですけど。

**小宮** 非常に難しい質問ですね。私の場合は条例自体も女性の意欲と能力を活かすというような形で言っているわけですね。こういうことは僭越かもしれませんが、もっと女性にも頑張つてほしい、と願っております。私の身近なことを言えば、専業主婦のウチのパートナーには、まあいいなあ、という感じですね。普段感じることは、やっぱり職場で能力ある

女性の方々に、逆に本当に助けられているということはありません。だから正直言って、個性とか個人の能力っていうのが基本なのかな、ただそれは男女共同参画課という職場だから、という部分があるかもしれない。それぞれのいろいろなところがあると思います。もしかしたら企業でも中小企業では男女共同参画は難しいところもあるかもしれないし、逆にさっき言ったように社会的にたとえば遠距離通勤をされているとか、それからこれだけ経済が厳しい中で、という部分もあるし、それは既得権益が脅かされているというより、社会的な部分を整備していかなくちゃいけないのかな、ということがあります。環境整備というのは大変ですので、だから私は女性が活躍することにより男性の既得権益が減ってきたと言う人もいるかもしれないけれども、そうでもないんじゃないかな、と。今回条例作るに当たっても、そんなもんうちはやっているよ、とか、私は工業振興課という部署にいたときに、中小企業の人からですね、ウチはそういう女性いなかったからできないよ、という話も聞いているわけです。逆に大企業の方が、制度も整備されてるけれども、やっぱり大卒の女性陣が多いので違うという感じもあるのかな、という感じもします。それぞれで違う部分はありますね。そういう面では、既得権益が脅かされるということはあるかもしれないけれど、むしろ地道な啓発とかをやりながら、女性が自ら自立していくことを促進していくことが必要な、そんな気がしています。

**司会** どうもありがとうございます。それでは皆さん、長時間に渡ってお付き合いいただきありがとうございます。山下先生と小宮さんから非常に中身の濃い、そして、分かりやすいお話をいただきました。改めてお二方に拍手をお願いいたします。どうもありがとうございます。